

令和3年4月26日

狛江市立小・中学校 保護者の皆様

狛江市教育委員会

緊急事態宣言発出に伴う学校における教育活動及び登校等について

日頃より本市の教育活動につきまして、多大な御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。また、これまで、新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、保護者の皆様に対して様々な御協力をいただいております。重ねて感謝申し上げます。

さて、令和3年4月23日、国は令和3年4月25日から5月11日までの期間、東京都をはじめ4都府県に緊急事態宣言を発出することを決定いたしました。

つきましては、下記のとおり、通常とは異なる緊急事態宣言発出期間中の学校における教育活動及び登校等について対応を行いますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 登校について

(1) 4月26日(月)から4月28日(水)及び5月10日(月)、5月11日(火)は通常の登校を行う。

(2) 4月30日(金)、5月6日(木)及び5月7日(金)は、午前授業とし給食喫食後、下校する。

(※今回の緊急事態宣言発出の目的の一つに、大型連休中の人流を抑制することがあり、都立学校等については、上記日程の中で生徒が登校せずオンライン授業等の対応も行う予定です。本市においては、地域の実態等を総合的に判断し休校措置等を行わないものの、一定程度の時間を短縮した教育活動を行う必要があると考え、午前授業としたものです。)

(3) 5月8日(土)土曜授業は中止とする。(※予定をしていた学校のみ)

2 部活動について(中学校)

原則として、緊急事態宣言発出期間中の活動は中止とする。ただし、中体連等の大会等がある場合は参加可能とする。その際、怪我の防止等の観点からも、大会初日から起算して14日前から大会等へ向けた練習活動は行うことができるものとする。

3 その他

(1) 市外への校外学習は行わないこととする。

(2) 4月30日(金)、5月6日(木)及び5月7日(金)は、午前授業(給食喫食後下校)としているが、午後は一定時間家庭学習として位置付ける。その際は、必要に応じてタブレット端末等を活用した学習にも取り組めるよう配慮する。

(3) 児童・生徒及び教職員の学校内外における感染症対策を一層徹底する。

〔お問い合わせ〕
狛江市教育委員会事務局
指導室 03-3430-1111(2335)